

障連協にゅーす

第 36 号

発行日 2015年11月20日
 編集 NPO法人
 旭川障害者連絡協議会
 発行者 高津 修
 住 所 旭川市宮前1条3丁目3番7号
 旭川市障害者福祉センター「おびった」3F
 電 話 0166-31-2226

■障連協にゅーす 36号目次

- 1 平成27年度旭川市障害者スポーツ記録大会
 2 障害者差別解消法

- 3 障害者差別解消法
 4 障害者週間記念事業・編集後記

旭川市障害者スポーツ記録大会

11月1日(日)旭川市障害者スポーツ記録大会が今年も開催されました。例年より若干遅い時期の開催となりましたが、この時期としてはとても暖かくスポーツの祭典に相応しい気候となりました。大会の開催に向けて実行委員長でもあるスポーツ部会矢島部長が開催宣言を行いました。大会長の旭川市長は公務のため、旭川市福祉保険部野崎幸宏部長が替わって挨拶いたしました。次に法人代表でこの大会の実行責任者でもある高津理事長から、事故のないよう無事に進行されたいのと、大会をお手伝い頂く多くの学生ボランティア・一般ボランティアに対しお礼を述べました。さらに、高津理事長はこの体育館で車椅子バスケットボールたいせつカップ行わることを競技参加者の皆さんにも見に来て頂きたいと挨拶しました。その後、この大会の競技要項及び注意事項を競技進行の責任者のスポーツ協会阿部龍雄(体育館競技担当)・石田彰弘(水泳競技担当)の両氏それぞれから競技説明を行いました。大会の競技参加者は全体で154名いて、今年も大勢の参



加があり会場では試合前から選手の熱気であふれかえっていました。参加選手を代表して、美深高等養護学校あいべつ校から出場する田中裕樹選手・大場碧選手の両名が大会長を前にスポーツマンらしいハイハキとした選手宣誓を告げた後、各競技会場に選手は向かいました。この大会は、体育館競技や水泳競技のどちらも個人の記録や勝敗結果にこだわるほどの熱意で参加している方が多く全ての会場で熾烈な戦いが展開されていました。また、それを応援する多くの人も来ていて、どの会場にも人があふれかえっていて、アナウンスが聞き取れないほどの歓声が上がる中、試合の熱気で盛り上がってきました。閉会式には大会の講評を障害福祉課高桑課長が挨拶を行い、10年前から参加者を見てきて顔ぶれが変わらなく元気に継続して参加されていることに感心し、高齢化になってはきているが今後も多く参加をして頂きたいと述べていました。

以下、全競技の競技結果をお知らせいたします。



■サウンド・テーブル・テニス

優 勝	宮里 正二
準 優 勝	矢田部 知子

■フライングディスク男子の部

優 勝	斎藤 勝義
準 優 勝	稻村 拓郎
3 位	菊田 祥吾

■卓球の一般の部

優 勝	芳野 博子
準 優 勝	加藤 祥高
3 位	西 敏幸

■フライングディスク女子の部

優 勝	吉田 英子
準 優 勝	高橋 里奈
3 位	錦 キヨ

■ボッチャの部 (3人~6人1チーム編成)

優 勝	青木 俊、松浦 賢治、大野 由紀子 (旭川アカシア会)
準 優 勝	松永 澄子、金森 つぐみ、山口 光子 (肢体協会B)
3 位	菅原 明美、大坪 光枝、後藤 真弓 (福祉旭川共有会A)

■水泳100mリレー (25m×4名)

優 勝	小澤 彰太郎、高島 秀斗 1分11秒43
準 優 勝	山名 涼太、荒川 直紀、 浅井 佑太、高田 弘毅 (旭川AフレンズA)
3 位	稻場 嵐、柳澤 敏郎、 鈴木 啓正、太田 浩史 (あかしあ水泳サークル男子)

■ゴロ卓球バレー (3名1チーム)

優 勝	新堀 清志、新堀 茂子、田中 倫子 (旭視協B)
-----	-------	-----------------------------

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

障害者差別 解消法

が制定されました

障害者差別解消法 とは

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

概要

この法律では、主に次のことを定めています。

- ①国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止すること。
- ②差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること。
- ③行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的な内容等を示す「対応要領」「対応指針」を作成すること。

また、相談及び紛争の防止等のための体制の整備、啓発活動等の障害を理由とする差別を解消するための支援措置について定めています。

障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、「障害者差別解消法」が平成25年6月26日に公布されました。(平成28年4月1日施行)



本法のポイント 「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます

※民間事業者における合理的配慮の提供は、努力義務となります。

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 ^(*) ※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含みます。	 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

障害を理由とする差別とは？

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

また、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明^{*}があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮（以下では「合理的配慮」と呼びます。）を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障害のある方の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

*知的障害等により本人自らの意思を表明することが困難な場合には、その家族などが本人を補佐して意思の表明をすることもできます。

●障害を理由とする不当な差別的取扱い(例)

障害を理由として、サービスの提供や入店を拒否してはいけません。

●合理的配慮(例)

筆談や読み上げなど、ちょっとした配慮で助かる人がいます。



社会的障壁とは？

障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。

- ①社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）
- ②制度（利用しにくい制度など）
- ③慣行（障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など）
- ④観念（障害のある方への偏見など）

などがあげられます。



基本方針と対応要領・対応指針

基本方針とは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一體的に実施するために作成するものであり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策の基本的な方向等を定めるものです。

また、「対応要領」「対応指針」は、行政機関等ごと、分野ごとに定められるものであり、当該行政機関等、当該分野における障害を理由とする不当な差別的取扱いになるような行為の具体例や合理的配慮として考えられる好事例等を示すものです。

